

平成27年度 第1回
荒川区総合教育会議会議録

荒川区総合教育会議

平成27年度第1回荒川区総合教育会議

1 日 時 平成27年7月10日 午後3時00分

2 場 所 本庁舎4階 庁議室

3 出席者 (構成員)

荒川区長	西川太一郎
荒川区教育委員会委員長	小林敦子
荒川区教育委員会委員長職務代理者	坂田一郎
荒川区教育委員会委員	高野照夫
荒川区教育委員会委員	小池寛治
荒川区教育委員会教育長	高梨博和

(関係職員)

総務企画部長	猪狩廣美
地域文化スポーツ部長	池田洋子
子育て支援部長	青山敏郎
教育部長	阿部忠資
総務企画課長	片岡孝
教育総務課長	丹雅敏
学務課長	相川隆史
指導室長	小山勉

4 協議事項 (1) 荒川区総合教育会議運営要綱の制定について
(2) 大綱の策定について
(3) その他

西川区長

本日はお忙しい中、お暑い中、御出席を賜りありがとうございます。ただいまから、平成27年度第1回荒川区総合教育会議を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

御案内のとおり、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、設置が義務づけられたものでございます。私は区長就任以来、教育委員会そして学校と十分に連携を図りながら、学校パワーアップ事業、学校図書館支援事業、全小中学校でのタブレットパソコンの導入、全中学校への防災部の設置など、荒川区の未来を担う子どもたちが、心たくましく学び、生きることができるよう、様々な施策に全力で取り組んでまいりました。これらはすべて、教育委員の先生方の深い御理解と御発案、御指導、こうしたものたまものでございますことを、改めてこの機会に御礼、感謝を申し上げたいと存じます。誠にありがとうございます。

教育委員会の皆様と教育施策の方向性を共有し、教育の充実、活性化や教育環境の整備に向けて、区長部局もより一層の連携努力を図り、実を上げてまいることは極めて大切なことであると存じておりますので、全力で努力をしてまいりますことを、この場で申し上げたいと存じます。

また、法律の改正により、地方公共団体の長が教育に関する大綱を策定することとされました。これにつきましても、会議の場におきまして、十分に協議、調整を尽くし、荒川区の教育の向上に結びつくものとして、専門家でいらっしゃる、また幅広い御見識をお持ちの教育委員の先生方から御意見を十分に承り、協力をしながら、きちっとしたものを決めてまいりたいと思っております。簡単ではございますが、以上で私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ議事運営、議事進行につきましてもよろしく御協力を賜りますよう、また存分に御協議を賜りますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、教育委員会を代表されまして、小林敦子委員長より御挨拶を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

小林委員長

荒川区教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は総合教育会議を開催いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど区長からお話がありましたとおり、私ども教育委員会は学校パワーアップ事業、学校図書館支援事業、全小中学校でのタブレットパソコンの導入、全中学校への防災部の設置など、他の自治体に先がけまして、様々な取り組みを進めてまいりました。これは、区長部局と十分に連携した上で行ってきたものでございます。

教育委員会では、今後におきましても、法改正の趣旨を踏まえ、より一層区長部局と連携を図っていきたいと考えております。次世代を担う子どもたちが大きく成長できるよう取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

西川区長

小林教育委員長、ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

初めに、協議事項の(1)といたしまして「荒川区総合教育会議運営要綱の制定について」、事務局から説明願います。

総務企画課長

それでは、お手元の資料1によりまして御説明をさせていただきます。

荒川区総合教育会議運営要綱でございます。この要綱につきましては、地教行法の規定に基づきまして、関係職員等の出席、議事録、会議の傍聴、事務局など、この会議の運営に関し必要な事項のうち、法律に規定のないものを定めるものでございます。

主な内容を御説明いたします。

まず、要綱第3条におきまして、協議内容に応じて荒川区職員または教育委員会事務局職員が会議に出席できる規定となっております。また、第4条におきましては、議事録に関する事項、第5条におきましては、傍聴に関する事項を規定してございます。なお、本日につきましては、傍聴希望者がなかったことをここで御報告させていただきます。その他、第7条におきましては、会議の事務局を総務企画部総務企画課に置き、教育委員会事務局教育総務課等と協議の上、庶務を行うと規定をさせていただいております。

非常に簡単ではございますが、以上で要綱の説明とさせていただきます。よろし

くお願い申し上げます。

西川区長

協議事項（１）荒川区総合教育会議運営要綱の制定につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

西川区長

私から一つ申し上げていいでしょうか。区長会会長の比較的長い経験から、例えば秘密会といったものを持つ要綱があるのではないかと思います。例えば、個人情報を保護するために、傍聴を御遠慮いただくということです。こうした規定を置いておく必要はないのですかね。

総務企画課長

事務局から申し上げます。

地教行法には第１条の４第６項ただし書きという規定がございますので、この規定に該当する場合は会議を公開しないことができるとなっております。

と申しますのも、この教育会議におきましては、いじめ問題への対応などで個人情報を取り扱うケースも想定をされておりますので、今、区長がおっしゃったように、プライバシーに関する事項を議論するときには公開しないことができます。

西川区長

その規定は、この会議の運営に適用できるのですか。

総務企画課長

はい。法律の規定でございますので、改めて要綱で規定する必要はなく、この会議の中で御判断いただくことができます。

西川区長

きちっとしたルールは、決めておいたほうがいいと思います。そうした思いからあえて申し上げたものでございます。この点については、ただいまの片岡課長からの説明どおり地教行法の規定で対応できるのですね。

総務企画課長

今申し上げましたように、総合教育会議においてプライバシーに関わる場合や、公開することが適当でない場合には、非公開とすることを御判断いただけます。

西川区長

御意見はいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

西川区長

それでは、ただいま説明のございました協議事項(1)の「荒川区総合教育会議運営要綱の制定について」御承認いただけるということによろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

西川区長

ありがとうございます。

今後、この要綱に基づいて運営してまいりたいと思います。

次の協議事項に移る前に、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の内容について、事務局から特に説明する必要はありますか。

総務企画課長

資料を御用意してございますが、改正のポイントは3点ございまして、1点目は教育委員長と教育長を一体化した新教育長の設置、2点目が、本日開いていただいております総合教育会議の設置、もう1つが、この後説明をさせていただく大綱の

策定となっております。

西川区長

それでは、先に進めさせていただいて、ただいま説明がありました法律の改正によりまして、地方公共団体の長、すなわち、ここでは私でございますが、大綱を策定することとされました。

そこで、協議事項の(2)は「大綱の策定について」、引き続き、事務局から説明願います。

総務企画課長

それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

大綱につきましては、教育基本法第17条第1項に規定する国の教育振興基本計画を参酌して策定をするものでございます。荒川区における大綱につきましては、社会状況の変化を踏まえた上で、学校教育と生涯学習の方向性等を示すために策定した荒川区学校教育ビジョン及び荒川区生涯学習推進計画を参考といたしまして、本年度内に策定を進めてまいりたいと考えてございます。

つきましては、僭越ではございますが、区長部局及び教育委員会事務局の職員により作業部会を立ち上げ、そこで検討を行い、素案を作成させていただいた上で、次回の総合教育会議にお示ししたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

西川区長

ただいまの策定に至る手順につきまして、何か御意見もしくは御指示がございましたら承りたいと存じますが、いかがでございましょうか。先生方も、各方面で御経験豊富でおいでですので、いろいろお気づきいただいている点がおありになれば御教示いただきたいと思います。坂田一郎委員、どうぞ。

坂田委員長職務代理者

これまで荒川区の独自の試みとして、幾つか重要なことを進めてきたものと思っ

ております。

一つは良書との出会い、学校図書の充実であると。それから、友人や地域の方々とのコミュニケーション、これは各学校でいろいろなものがあると思いますし、三番目に伝統文化や自然に触れる機会。先日の伝統技術展に私も参りまして、子どもたちの様子を見てましたけれども、子どもたちのテンションが高くて、関心が高かったと思います。今日、小学校では「落語を聞く」という授業があり、これも子どもたちは喜んでいました。

それから、学業のほうでは特に寺子屋ですね。基礎学力について、早い段階で大きな差が出るというのは、子どもたちの将来にとっても大きな問題があるので、寺小屋を進めるというのは、これは学習的には重要な試みではないかと思います。

それから、最後は英語ということで、小学校から始めていくということです。先ほど、教育委員会でも指摘がございましたけれども、せっかく小学校から始めたものを、中学校の学習に生かせるということをこれまで試みてきたと思います。

私がいつも申し上げているのは、今後、考えるべきことの1つといたしまして、子どもたちは我々とは違う時代を生きるということです。我々はどうしても我々の過去の経験に基づいて物事を考えがちになってしまうのですが、我々としては、もう一度、子どもたちは違う時代に生きるという認識を持って教育に関する環境整備を考えるべきじゃないかと思っております。

次の一つは多様性ということで、子どもたちは我々がこれまで歩んだ環境よりもさらに多様な環境を生きることになっていきます。この夏に開催されるワールドスクールというのは、私は多様性に触れる場としては極めて有意義だと思っております。

それからもう一つは、やはり能動的な姿勢というのでしょうか。これからの社会においては、能動的な姿勢を持っている者が評価をされるということで、荒川区でも、タブレットも自分で調べて、それを何かにまとめるとか、それからお弁当レシピコンテストのようなものも、能動的な姿勢を身につけてもらうという意味では有効かと思えます。

それから、防災部のような、防災だとかサステナビリティーだとか、そういった世界的に意識が高まっているようなことに子どもが触れて、世界において違和感なく活躍できるような意識を形成するということは非常に重要ではないかと思ってお

ります。

ここまでは子ども教育委員会としても意識しながら活動をしてきているかと思いますが、さらに課題がないかということを考えますと、一つは能動的からさらに進んで、世の中には答えがない課題もあるということです。大学で教育行政をやっておりますと、子どもによっては、答えがないことに対するすごい違和感といまでしょうか、そういうことを訴える子どももいるのですが、世の中には答えがないことが実は非常に多いと。学校ではもちろん答えを用意して、テストをして、答えがあるということを主に教えているわけですが、一方でそれだけではなく、世の中には答えがないこともあるし、それぞれ考えが違って、答えが一つには決まらずに、それぞれの考えがあっていいんだと、異なる考えが尊重されると、そういったようなことも、学年が上がるに従って徐々に教えていくことが、社会への接続という意味で有意義じゃないかと、その辺、子どもとしてはまだ考えるべき点があるのではないかというのが一点。

二点目は、これも出口から見ておりますと、最後、文系、理系の意識というのは段々、年齢を経るに従って高まってくるということです。中学校でも文系向きとか、数学が得意だから理系向きとか、徐々にそういう話が出てくるかと思えますけれども、私は、今後の社会においては、世界においてはそもそも、文系、理系というのはほとんどなくなっておりますし、そういう壁を設けることで子どもたちの可能性を減じてしまうということで、これからの中学校レベルの教育でも、そういう意識はなるべく、変に芽生えないようにというようなことも考えていく必要があるかなということを考えております。

いずれにしても、今のようなことで、新しい時代を生きる子どもたちに、伸びしろができるだけ大きくなるような教育を提供するのが私どもの使命ではないかと思っております。

以上です。

高野委員

高野です。

小林先生は今までの実績をお話くださり、坂田先生は「こういうふうにするべきだ」ということをお話しいただきました。少し、そこに補足すべきことは、子ど

もたちの健康という面から盛んに議論したようにも思います。そして特に、心の問題が今、大きな問題ですので、この辺のことに關してのサポート、特に、荒川区が直面しているらしい問題がございます。虐待ということなんです。これは教育委員会に大いに関係しますが、区として福祉の方と協力しながらこの問題に対応する必要があります。我々だけではそういう相談を受けたときに現実どうなっているかということすらわかりません。これに對しての対応をどうするかということが一点目の課題です。

もう一つはいじめです。これははっきりと数値として私たちも認識しておりますが、それに対する対応について荒川区としてもっと深く、手厚くやったほうがいいだろうと、そんなふうを考えています。我が国の子どもたち、将来を担う子どもたちの健康の問題も十分に育まなければいけない。

さらには、我が国を背負う子どもたちが少なくなっていく少子化の問題です。少子化の問題をどう解決するかというと、前に教育委員会でも述べたことがあるんですけども、家庭を持つということが社会をつくることの原点ですから、立派な家庭をつくる。それには子どもも必要であろうと。そうすると早期に結婚していただいて家庭を持てば、少子化も免れるだろうと。そこにはやはり、子どもの教育の保健体育という、生理の面を含めて、そういう教育を少し重きを置いて、教育をするように方向性を持ったほうがいいのではないかと思います。そうすると、日本の国が抱えている問題に對しても、区としても対応できると。簡単にまとめてしまえば、心の問題と少子化問題の二点について、子どもころから教育するということが重要です。

幸いにして、最近知ったニュースですと日本のこれをリードする1人として、日本健康会議の委員として区長はメンバーとして選ばれたとお聞きしております。

そういう面から、日本全体として取り組むべき方向は、この日本健康会議の大きな話題にもなると思いますから、荒川区が先陣を切ってそういうことに對応できるようにと考え、先生方の発言につけ加えられたらと思いますので、よろしく願います。

西川区長

御就任早々でございますけども、経験豊富な小池委員さんから御意見をお聞かせ

いただきたいと存じます。御遠慮なくどうぞ。

小池委員

そうですね。さっき坂田先生が言われたように、子どもたちが住む世界というのは、大きく変わっていくんですよね。その中で、私は三つぐらい考えています。

一つは科学、特にICTを使った発達というのが、恐らくすさまじいものが出てくるかなという感じがします。いろんなもの、ウェアラブルというか、バーチャルな世界で言うところリアルな世界を技術が作る。そういう大きな科学の変化というのが出てくるということが一つ。

それから今お話になられた少子化、それから高齢化の問題があるんですね。高齢化社会、これは国の施策と関連するんですけども、そのときの日本の財政をどうするかというような問題とも密接に結びついてくるんですね。それをうまく解決しないと、我々が作った問題を次の世代に残すという形になるので、これを何とかしなければいけない。しかし、これは地方自治体で解決できる問題ではなくて、やっぱり国としてやるべき話だろうなと思います。

それから三番目には、いろんな形で、見えない形で国際化、グローバルスタンダードというのが入ってくると思います。これは、それに対処するのに、英語ができればいいというような簡単な問題ではない。国際化というのは、いろんな関連性をお互いに持って国際化が進んできている。日本が日本の中だけで対処するというだけでは済まなくなる。この三つが今後の大きな変化であり、そういうことを考えていく必要があると考えます。

西川区長

昨日でございますけど、係長になる手前の次席の職員5人、6人を選びまして、「あなたが区長だったら、今荒川区で何をやるか」ということを宿題に出しておいて、夕方、お弁当を食べながら、1人10分でポイントを話せと言いましたら、職員たちは、みんな10点満点というようなアイデアを披露してくれました。例えば、健康寿命を伸ばすためのスポーツ振興の方法についてのプレゼン。それから他の1人は、障害者スポーツの振興を学校でもサポートして行うということ。健常者もあえてアイマスクをして、ブラインドバスケットボールをやるとか、そういう体

験的なプログラムを発表しました。

それから、伝統文化の日というものを荒川区独自でつくった方がよいという意見。この日は職人さんのもとに三々五々行ったり、職員が和服を着て執務をする日をつくる、そういうアイデアなどなど、提案が随分あって、結構若い職員たちがよく考えていると思いました。

また、昨日の朝は、青山部長と一緒に足立児童相談所に視察に行っていました。北区長と新宿区長が御一緒してくれましたけど、荒川区は非常に子ども家庭支援センターが充実しているということがよくわかりました。

それで、この問題についても今後、児童相談所の区移管に向けて、先ほどお話がありました虐待、いじめ、育児放棄、ネグレクト、こうしたことについて、食育も含め、高野教授の仰せになることも、今後の荒川区のテーマとして、より深掘りしていかなければならないと思います。ついでに、青山部長から一言、所感を述べていただければと思います。

子育て支援部長

先ほど、少子化という話が、ございましたけども、子どもが少なくなっていく中で、やはり一人一人のお子さんを守っていかなければならないという、社会的な責任が我々にはあると考えてございます。

荒川区におきましては、今区長から話がありましたとおり、区民の身近な場所で児童相談なり虐待への対応を行うということで、東京都から23区への児童相談所の移管を求めているものでございます。

まだまだ、都との協議は道半ばでございますけども、やはり、身近なところでできるというのは、多くの主権者の声なのではないかということで、力強く進めてまいりたいと考えてございます。

それに至るまででございますけども、区といたしましては、子ども家庭支援センターが児童相談所の仲介役となって、要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会をはじめ区の福祉部、健康部といった部が一緒になりながら、虐待を受けたお子さんの対応を進めているところでございます。

この4月から、区長の御配慮で管理職及び課長補佐の職員を増やしていただき、体制を強化して、今後とも、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

西川区長

区と警察との物理的、精神的距離は非常に縮まっており、これは東京都の兎相では、なかなかカバーできないところです。

いずれにしても、ただいまの諸先生からの御指摘や御意見を重々受けとめまして、我々、区長部局としても一生懸命に取り組んでまいります。

地教行法の改正があっても、中心はあくまで教育委員会であって、これを補強するという一線を越えてはいけなと、私は思っています。これは運営上、この総合教育会議を私が主宰させていただくにしても、首長としての良識は持っていかねければいけないと思っておりますので、教育は聖域ではないかもしれないけれど、尊敬されなければいけない領域であると心得ておりますので、そのようにしていきたいと思ひます。

では、大綱の策定につきましては、説明のとおり承認をしていただくことよろしゅうございませうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

西川区長

では、そのようにさせていただきます。

さて、それでは、今年度の荒川区総合教育会議は大綱の策定に向けて協議してまひりたいと存じますので、御面倒でも、また事務局から御連絡を申し上げますので、必要な折に、次回以降、この会議を持たせていただきたいと思ひます。先生方には、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

さて、事務局から連絡事項がございませう。

総務企画課長

事務局から御連絡をさせていただきます。

次回以降の開催予定でございませうが、次回は9月ごろの開催を、まず予定をしてございませう。そこで、先ほど御説明いたしました大綱の素案について、本日いただきました御意見ももちろん参考にさせていただきますながら作成し、お示しをしたいと考えてございませう。それをもとに御議論をいただきまして、11月ぐらいを目途に大綱の案の形にできればと考えてございませうので、どうぞよろしくお願ひを申し上

げます。

連絡は以上でございます。

西川区長

最後に、本日の議事録署名人につきましては、小林敦子教育委員長と私とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本日の会議の議事録につきましては、署名人の署名が終わり次第、区のホームページに掲載する予定でございますので、御承知おきいただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成27年度第1回荒川区総合教育会議を閉会いたしたいと存じます。

本日はまことに御苦労さまでございました。

了